

令和6年度健全化判断比率・資金不足比率の公表について

平成19年度決算から財政の健全化を表す比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業の経営の健全化を表す比率（資金不足比率）を監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することとなっています。

1 健全化判断比率について（早期健全化・財政再生に関する比率）

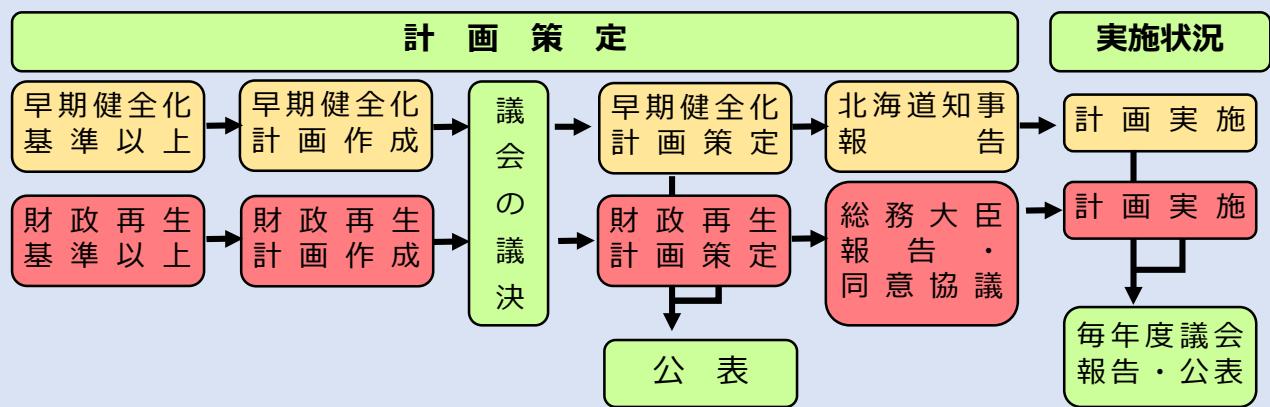
令和6年度健全化判断比率は、4指標全て国の定める基準を下回る結果となり、健全な財政状況にあるといえます。（下記●算定比率）

なお、平成20年度決算より、本比率が早期健全化基準・財政再生基準以上になった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定するよう義務付けられました。

| 指標名 | 健全化判断比率 | 早期健全化基準・財政再生基準 | (参考) |
|---------------------------------|---------------|--------------------|--|
| 実質赤字比率 (実質赤字なし) | — | 0% 13.56% 20.00%以上 | 実質収支比率 3.15% |
| 連結実質赤字比率 (連結実質赤字なし) | — | 0% 18.56% 30.00%以上 | 連結実質収支比率 19.45% |
| 実質公債費比率 12.7% (3ヶ年平均) | 25.0% 35.0%以上 | 0% 25.0% 35.0%以上 | 単年度比率 4年度 12.6% 5年度 12.4% 6年度 13.2% |
| 将来負担比率 87.5% | 350.0%以上 | 0% 350.0%以上 | |

※健全段階（ブルーゾーン）、早期健全化基準（イエローゾーン）、財政再生基準（レッドゾーン）

早期健全化・財政再生の手続き



(1) 実質赤字比率 (⇒実質収支比率)

標準財政規模（※1）に対する一般会計等（※2）の実質赤字（※3）の比率で、**財政運営の深刻度を表します**。この値がプラスの場合を実質収支比率と呼び、マイナスの場合を実質赤字比率と呼びます。

令和6年度の値は+3.15%であることから、「実質収支比率が3.15%であり、実質赤字は生じていない」と説明できます。

※1 標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な財政規模を表す数値

※2 一般会計等・・・一般会計と町営牧場特別会計の合計

※3 実質収支、実質赤字・・・歳入総額から歳出総額と翌年度繰越額を引いた額

プラス状態を実質収支、マイナス状態を実質赤字という

(2) 連結実質赤字比率 (⇒連結実質収支比率)

標準財政規模に対する町の全会計の実質赤字比率で、**地方公共団体としての財政運営の深刻度を表します**。

令和6年度は、一般会計等及び公営企業会計以外の特別会計（※4）での実質赤字、並びに公営企業会計（※5）での資金不足は生じませんでした。そのため、全会計を合算した連結実質収支比率は19.45%となっており、連結実質赤字は生じませんでした。

※4 公営企業会計以外の特別会計・・・国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計

※5 公営企業会計・・・水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、町立中標津病院事業会計

(3) 実質公債費比率

標準財政規模に対する地方債の元利償還金と準元利償還金（※6）の比率(3ヶ年平均値)であり、**資金繰りの危険度を表します**。この値が18.0%以上になると、公債費負担適正化計画の策定並びに地方債発行に際して総務大臣等の許可が必要となるほか、25.0%以上になると一部地方債の発行が制限されます。

令和6年度の値(3ヶ年平均値)は12.7%であり、基準値(25%以下)を満たしています。

※6 準元利償還金・・・公営企業債の償還に対する繰出金、一部事務組合等の地方債に対する負担金、公債費に準じる債務負担行為、一時借入金利子の合計

(4) 将来負担比率

標準財政規模に対する地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債（※7）の比率で、**現時点で抱えている負債が将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを表します**。この値が100%の場合、町の収入1年分に相当する負債を抱えていることを示します。令和6年度の値は87.5%であり、基準値(350%以下)を満たしています。

※7 将来負担すべき実質的な負債・・・地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する繰出金見込額、一部事務組合等負担見込額、退職手当支給負担予定額

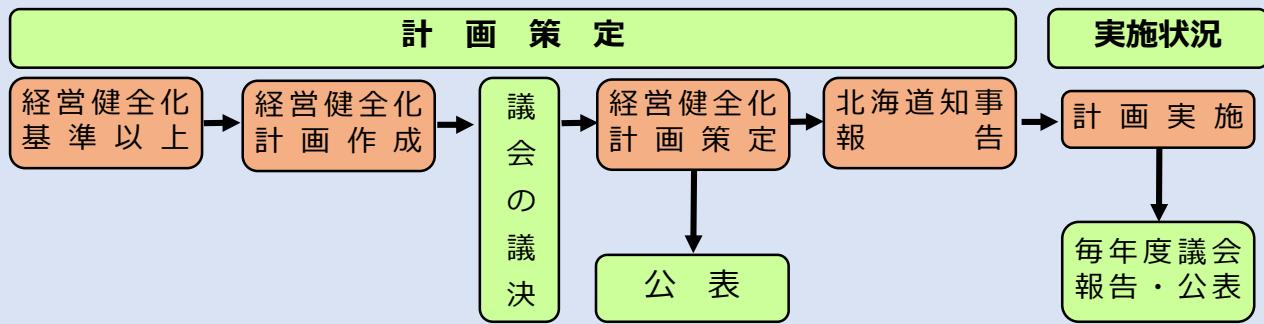
2 資金不足比率について（公営企業の経営健全化に関する比率）

当町では下表の4つの公営企業会計が算定対象です。令和6年度決算においては、4会計ともに資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されません。

なお、平成20年度決算より、本比率が経営健全化基準以上（20.0%以上）になった場合には、経営健全化計画を策定するよう義務付けられました。

| 公営企業会計 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 | (参考) |
|-------------|---------------|---------|---|
| 水道事業会計 | — (資金不足なし) | 20.0% | 【法適用企業】 資金剩余额 8億2,720万円 繰越欠損金 4,932万円 |
| 簡易水道事業会計 | — (資金不足なし) | | 【法適用企業】 資金剩余额 3億2,960万円 繰越欠損金 7,966万円 |
| 下水道事業会計 | — (資金不足なし) | | 【法適用企業】 資金剩余额 3,571万円 繰越欠損金 0万円 |
| 町立中標津病院事業会計 | — (資金不足なし) | | 【法適用企業】 資金剩余额 1億4,271万円 繰越欠損金 0万円 |

公営企業の健全化の手続き



資金不足比率

事業規模に対する資金不足額の比率で、**公営企業の経営状況の深刻度を表します**。この比率が高いほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなるため、公営企業としての経営に問題があることになります。